

下関市芝学習等供用会館指定管理者申込要項

下関市芝学習等供用会館の管理運営に関する業務（以下「本業務」という。）を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、下関市学習等供用会館の設置等に関する条例（平成17年条例第112号。以下「設置条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとします。

また、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「手続条例」という。）第6条第1項第1号の規定に基づき、非公募により芝自治会から、指定管理者の申込みを受付けることとします。

本要項は、芝自治会が指定管理者の申込みをするに当たり、必要な事項を定めるものです。

1. 施設の概要

(1) 施設概要

施設名称	下関市芝学習等供用会館
所在地	下関市王喜宇津井一丁目5番25号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	208.62㎡
延床面積	157.80㎡
主な部屋名	広間、学習室、休養室

(2) 設置目的

地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もってその福祉の増進を図る。

(3) ビジョン

地区住民の学習、保育、休養及び集会の場として、良好かつ安全な施設管理に努めるものであること。

(4) 施設の沿革

下関市芝学習等供用会館（以下「本施設」という。）は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業によって建設し、昭和46年4月22日に供用開始した社会教育施設です。

開館当初は、芝自治会による委託制度で運営され、平成18年4月から指定管理者制度の導入により管理運営しており、令和8年3月末日をもって第4期指定期間が終了するところです。

2. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3. 指定管理業務の基準及び業務の範囲

指定管理者が行う本業務の範囲は、次のとおりとします。本業務の詳細は、別に定める下関市芝学習等供用会館指定管理者管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとします。

- （１）本施設の維持管理に関する業務
- （２）本施設の使用許可に関する業務
- （３）本施設の運営企画に関する業務

また、下関市の施策として、別紙１個人情報特記事項、別紙２特記仕様書（環境編簡易）及び別紙３下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項に留意してください。

4. 協定

下関市と指定管理者は、本施設の管理運営に関して、協議に基づき、以下のとおり、協定を締結することとします。指定管理者は、関係法令、本要項、仕様書及び締結する協定を基に、本施設を管理運営しなければなりません。

（１）基本協定

基本協定は、次のとおり指定期間を通しての基本事項を定めた内容とします。

- ・ 目的
- ・ 用語の定義
- ・ 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 本施設の設置目的
- ・ ビジョン及び指標
- ・ 目標値の設定
- ・ 目標値の変更
- ・ 管理物件
- ・ 指定期間及び会計年度
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等
- ・ 管理運営業務からの除外
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等の変更
- ・ 管理運営業務の実施
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 使用許可の運用
- ・ 業務開始の準備
- ・ 従業員の配置
- ・ 管理運営業務の委託又は請負の制限
- ・ 管理物件の改修等の分担
- ・ 緊急事態への対応

- ・災害拠点としての対応
- ・情報管理及び情報公開
- ・個人情報の保護
- ・しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- ・市による管理物品の貸与等
- ・指定管理者による管理物品の購入等
- ・年間事業計画書の提出
- ・年間事業計画書の変更
- ・業務報告書の提出
- ・事業報告書の提出
- ・経営状況の確認
- ・管理運営業務のモニタリング
- ・改善指示、指定の取消し等
- ・モニタリングの公表
- ・指定管理料
- ・使用料の取扱い
- ・経理及び指定管理者の口座
- ・損害賠償等
- ・第三者への賠償
- ・保険
- ・不可抗力によって発生した費用等の負担
- ・不可抗力による管理運営業務の実施の免除
- ・管理運営業務の引継ぎ等
- ・原状回復義務
- ・管理物品の取扱い
- ・指定の取消し及び管理運営業務の停止等
- ・不可抗力による指定の取消し等
- ・本施設の廃止による指定期間の終了
- ・権利及び義務の譲渡の制限
- ・連絡調整会議の設置
- ・著作権等の使用
- ・暴力団等の排除
- ・自主事業
- ・障害者就労施設等への配慮
- ・障害を理由とした差別の解消に係る措置
- ・特定個人情報の取扱い等
- ・監査
- ・請求、通知等の様式等
- ・協定の変更
- ・解釈

- ・協定の費用
- ・公租公課の負担
- ・疑義についての協議
- ・裁判管轄

(2) 年度協定

年度協定は、次のとおり当該年度の実施事項等を定めた内容とします。

なお、指定管理料の額については、5. 経理に関する事項に記載のとおりとします。

- ・趣旨
- ・管理運営業務の内容
- ・目標値の設定
- ・協定の費用
- ・定めのない事項
- ・疑義の解決
- ・履行の決定

5. 経理に関する事項

下関市は、指定管理者に対し、指定管理料を支払わないものとします。

なお、下関市と指定管理者の修繕料に係る費用負担については1件が3万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超える修繕費は下関市が負担し、3万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の修繕費は指定管理者が負担します。ただし、1件が3万円を超える場合であっても、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた改修等の費用は、指定管理者が負担するものとします。

6. 申込資格及び申込要件

申込みは、芝自治会からのみ受け付けます。芝自治会は、申込み時に、次の（1）から（8）までのいずれの要件も満たす団体であることとします。なお、芝自治会は、下関市が非公募により単独指名した経緯から、共同体を結成して申込むことはできません。

- （1） 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- （2） 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- （3） 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- （4） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- （5） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

- (6) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

7. 申込方法

- (1) 指定管理者の申込み及び選定スケジュールは、次のとおりとします。

令和7年 8月 申込要項等の配付・質問書受付
9月 質問に対する回答・申込み受付
指定管理候補者選定委員会
10月 教育委員会（指定管理候補者の選定）
12月 議決（指定管理者の指定）
令和8年 1月 基本協定の締結

- (2) 申込要項等の配付

配付日 令和7年8月18日 芝自治会に送付

- (3) 質問方法及び回答方法

ア. 質問の受付期間

令和7年8月18日から令和7年8月29日まで（閉庁時間を除く。）

イ. 質問の方法

申込要項等の配付資料について質問がある場合は、質問票（様式第6号）を下記受付番号へ、ファックスにより提出してください。

受付番号 (083) 222-8333

ウ. 回答方法

受付けた質問については、回答日（令和7年9月2日）にファックスにより回答いたします。

- (4) 提出書類等

ア. 提出書類

手続条例第3条及び下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第358号。以下「手続条例規則」という。）によるものとします。

- (ア) 申込書（様式第1号）
- (イ) 事業計画書（様式第2号）
- (ウ) 収支計画書（様式第3号）
- (エ) 団体の規約その他これらに類する書類
- (オ) 団体の役員を記載した書類
- (カ) 団体の経営状況を説明する書類
- (キ) 誓約書（様式第4号）
- (ク) その他必要な書類

イ. 提出部数

正 1 部 副 2 部（副は複写可）

(5) 申込みの受付

提出書類は、下記の提出期間、提出窓口まで持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出期間終了後は、提出書類の変更及び追加はできません。

ア. 提出期間

令和 7 年 8 月 1 8 日から令和 7 年 9 月 8 日まで（閉庁日・閉庁時間を除く。）

イ. 提出窓口

下関市幡生新町 1 番 1 号

下関市教育センター

下関市教育委員会教育部生涯学習課

8. 指定管理候補者の選定

(1) 指定管理候補者の選定

手続条例第 6 条第 2 項の規定により、指定管理候補者を選定します。

ア. 資格審査

提出書類は、下関市教育委員会教育部生涯学習課において、申込者の資格要件の適否について審査を行います。

イ. 下関市指定管理候補者選定委員会

下関市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員により審査を行います。

ウ. 選定基準

本施設の指定管理候補者の選定は、提出された事業計画書等について、別紙 4「下関市芝学習等供用会館指定管理候補者選定の基準及び配点（以下「選定基準」という。）により評価します。ただし、選定基準の項目は、選定委員会事務局の審査基準（案）であり、選定委員会において変更する可能性があります。

また、必要に応じて、申込受付期間終了後にヒアリングを受け、又はプレゼンテーションを行っていただく場合があります。

なお、審査結果があらかじめ選定委員会が設ける最低制限基準に満たない場合は、不備な点を指摘した後、再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は、選定し、再度の提案においても最低基準に満たない場合は、指定管理候補者に選定されません。

(2) 指定管理候補者の決定

選定委員会での審査結果に基づき、下関市教育委員会において指定管理候補者を決定し、芝自治会に対して速やかに結果を通知するとともに、下関市のホームページ等で公表いたします。

9. その他留意事項

(1) 申込みは 1 件とします。複数の申込みはできません。

- (2) 申込みに係る経費は、全て申込者の負担とします。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 申込みを辞退する場合は、提出期間の最終日までに、辞退届（様式第5号）を提出してください。
- (6) 提出書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理者の決定を公表する場合等に必要ときは、下関市は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。また、提出された書類は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開します。
- (7) 指定管理候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- (8) 指定管理候補者が、指定の議決を経る前に、指定管理者に指定することが著しく不適当又は不可能と認められる事由が生じたとき、又は指定の議決が得られなかったときは、当該選定を取り消すことがあります。
- (9) 指定管理者が、協定の締結までに本業務の実施が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (10) 指定管理者が協定締結後に下関市の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。また、指定の取消し又は本業務の停止を行った場合には、下関市に損害が発生した場合の損害賠償を指定管理者に求めることがあります。
- (11) 書類作成に用いる言語、通貨及び単位等は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとします。

（問合せ先）

〒751-0830

山口県下関市幡生新町1番1号

下関市教育センター

下関市教育委員会教育部生涯学習課

電話 083-231-1236

FAX 083-222-8333

E-mail kishogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp